

、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第十五条の二十二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援

事業者に係る第十五条の五第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は員数について、第十五条の十九第一項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第十五条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、前条第一項の規定により出頭を求めら

れてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

2 市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行った指定居宅支援事業者について、前項第二号又は第三号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

（公示）

第十五条の二十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第十五条の二十の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

(指定知的障害者更生施設等の指定)

第十五条の二十四 第十五条の十一第一項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮（以下「知的障害者更生施設等」という。）であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定知的障害者更生施設等の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。

二 申請者が、第十五条の二十六に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

(指定知的障害者更生施設等の設置者の責務)

第十五条の二十五 指定知的障害者更生施設等の設置者は、入所者の心身の状況等に応じて適切な知的障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他の措置

を講ずることにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定知的障害者更生施設等の基準)

第十五条の二十六 指定知的障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第十五条の二十七 指定知的障害者更生施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第十五条の二十八 都道府県知事は、施設訓練等支援費の支給に関して必要があるときは、指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者（以下この項及び第十五条の三十において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しく

は帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定知的障害者更生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十五条の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(指定の辞退)

第十五条の二十九 指定知的障害者更生施設等は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができるとができる。

(指定の取消し)

第十五条の三十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定知的障害者更生施設等に係る第十五条の十一第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定知的障害者更生施設等の設置者が、第十五条の二十六に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて当該施設の適正な運営をすることができなくなつたとき。

二 施設訓練等支援費の請求に関し不正があつたとき。

三 指定施設設置者等が、第十五条の二十八第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定施設設置者等が、第十五条の二十八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定知的障害者更生施設等の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定知的障害者更生施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 指定知的障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定知的障害者更生施設等の指定を受けたとき。

2 市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行った指定知的障害者更生施設等について、前項第一号又は第二号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定知的障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第十五条の三十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 指定知的障害者更生施設等の指定をしたとき。
- 二 第十五条の二十九の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により指定知的障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

第三節 居宅介護、施設入所等の措置

第十六条に見出しとして「(施設入所等の措置)」を付し、同条第一項中「援護の実施者」を「市町村」に改め、第二号を次のように改める。

- 二 やむを得ない事由により第十五条の十一の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する知的障害者更生施設等に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

第十六条第一項第三号中「援護」を「更生援護」に、「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長」を「市町村长」に改め、同条第二項中「援護の実施者」を「市町村」に改め、同条第三項を削る。

第十七条を削る。

第十七条の二中「都道府県知事又は」を削り、「第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項」を「第十五条の三十二又は前条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十七条の三中「第十五条の三」を「第十五条の三十二」に改め、「若しくは第三項」を削り、同条を第十七条の二とする。

第十七条の四を削る。

第二十一条の四中「第十五条の三第一項から第三項まで」を「第十五条の三十二第一項」に改め、「若しくは第三項」を削る。

第二十一条の五中「第十五条の三第二項の措置に係る者を通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を「知的障害者サービスを提供する」に改める。

第二十一条の八中「独立自活」を「独立及び自活」に改める。

第二十二條第一号中「第十條第二項」を「第十三條第二項」に改め、同條第一号の二中「第十五條の三第一項及び第二項」を「第十五條の三十二」に改め、同号を同條第一号の四とし、同條第一号の次に次の二号を加える。

一の二 第十五條の五又は第十五條の七の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用

一の三 第十五條の十一の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用

第二十二條第二号中「(第三項を除く。)」を削る。

第二十三條第一号中「第十條第一項」を「第十二條第一項」に、「知的障害者福祉司」を「知的障害者更生相談所」に改め、同條第二号中「第十二條第一項」を「第十三條第一項」に、「知的障害者更生相談所」を「知的障害者福祉司」に改め、同條第二号の二及び第三号を削り、同條第四号を同條第三号とする。

第二十五條を次のように改める。

(都道府県の負担及び補助)

第二十五條 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用に

ついで、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二條第一号の三の費用（知的障害者通勤寮支援に係る施設訓練等支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同條第二号の費用（第十六條第一項第二号の規定による行政措置（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うものについては、その四分の一

二 第二十二條第一号の三の費用（第九條第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者（以下この条において「居住地不明知的障害者」という。）についての施設訓練等支援費の支給（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）に要する費用に限る。）及び第二十二條第二号の費用（第十六條第一項第二号の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う行政措置（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）に要する費用に限る。）については、その十分の五

三 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その四分の一

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用のうち、次